

平成 2 9 年

第 7 回 7 月 定例 教育 委員 会 議 事 録

平成 29 年 7 月 21 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 平成 29 年 7 月 21 日
○開会時間 午前 10 時 00 分
○閉会時間 午前 11 時 10 分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
平成 29 年第 6 回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
 - (2) 議事
第 28 号 平成 30 年度使用小学校教科用図書採択について
第 29 号 大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
第 30 号 臨時に代理した事件の承認について(社会教育委員の委嘱)
第 31 号 通学区域の設定について
 - (3) 教育長報告
福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会 (7 月) について
 - (4) 報告
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告 (6 ~ 7 月分)
 - ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 29 年 8 月分)
 - ③ 6 月定例議会 一般質問の概要について
- 4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 角 敬之 安部 一枝
松本 民仁 梶原 千春
- 5 欠席した委員 高木 和敏
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 船越 康二
教 育 振 興 課 長 森永 希代美
教 育 指 導 室 長 野口 英世
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策担当係長 葉山 賀瑞江

午前10時00分 開会

○吉富教育長

定刻になりましたので、ただいまより平成29年7月定例教育委員会を開会いたします。

きょうは傍聴の申し出があっておりますので、既に入室していただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の教育委員会から今日に至るまで、近隣の市町村で甚大な被害を伴う災害が起きましたことは既にご承知だろうと思います。災害が発生した直後、朝倉、東峰のほうから本市に、一時的でしょうけれども転校をして学習をしたいという申し出があったときには、いち早くきちんとした対応ができるようにということで各学校にお知らせを出して、市がその情報を把握し、市全体でお世話ができるようにという体制を整えていたところでございますけれども、今のところ、そういう動きはないようでございます。

聞いたところによると、朝倉、東峰は非常にコミュニティが強くて、ご自分たちで頑張ろうという気概に燃えてあるということでした。ただ、大野城市は、ご存知のように、今日の7時半から保健関係の職員が既に出立をしている模様でございまして、さらに尽力して向こうの方をお助けできればという形で見送らせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速進めさせていただきます。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

まずは議事録の承認に入ります。前回の6月定例会にて松本委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○松本委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、梶原委員さんをお願いいたします。
次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○梶原委員

はい。

〔議 事〕

〔第28号議案 平成30年度使用小学校教科用図書採択について〕

○吉富教育長

それでは、早速ですが、議事を進めさせていただきます。

第28号議案、平成30年度使用小学校教科用図書採択について説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

では、第28号議案、平成30年度使用小学校教科用図書採択について、その提案理由を説明いたします。

平成30年度から特別の教科道徳が実施されることになりまして、平成30年度に小学校で使用いたします小学校用教科用図書道徳を今年度に採択する必要が生じたものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定、これは教科書、その他教材の取り扱いに関する教育委員会の職務権限を指定したものでございます。及び、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定、この規定は小中学校で使用いたします教科用図書の採択を規定したもので、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとの規定があり、今回提案をいたすものでございます。

教科用図書の採択につきましては、各市町村教育委員会にて採択を行うこととなりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13

条第5項の規定におきまして、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっていますことから、今回、筑紫地区内各市町村の教育長で組織いたします第1地区教科用図書採択協議会におきまして、小学校教科用図書道徳の選定が行われ、協議の結果、平成30年度から使用する小学校教科用図書道徳として、本日配付いたしております選定結果のとおり選定を行っております。

なお、これらの教科用図書は地区単位の採択となりますので、筑紫地区のそれぞれの教育委員会におきまして、今回提案をいたしております教科用図書の採択が承認されますと、筑紫地区内の全ての小学校が使用するものとなります。

次に、選定結果及びその経過及びその理由につきまして説明をいたします。

最初に、教科書選定の組織と経過についてでございます。平成29年5月11日に筑紫地区4市1町の教育長5名により筑紫地区小学校教科用図書採択協議会が発足いたしました。採択協議会は教科用図書選定委員会を組織いたしまして、5月31日に選定委員会に対して、平成30年度使用の小学校教科用図書選定道徳について調査・研究し、答申するよう諮問いたしました。選定委員会は、校長、教頭、教員数名で構成いたしまして、5月から7月までにかけて、答申に向けての教科用図書の調査・研究を行ってまいりました。

また、福岡教育事務所におきましては、教科ごとに調査研究部会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成いたしまして、6月30日、その結果が筑紫地区の採択協議会に具申をされたところでございます。

選定委員会は教育事務所における調査・研究結果と学校からの意見書及び選定委員会独自の調査・研究内容を踏まえまして、7月12日、教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っております。その答申をもとに、筑紫地区市長、教育長が協議を行った結果、今回報告の平成30年度使用小学校教科用図書道徳の選定結果を作成いたしております。

次に、その結果と理由についてでございます。選定結果一覧をお願いいたします。

表は左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称、備考欄にその教科書を選定した理由を簡潔に記載をいたしております。

発行者は、日本文教出版です。教科書番号は136、137、236、237、336、337、436、437、536、537、636、637でございます。教科用図書名は「道徳」となっております。選定の主な理由は、自己の生きる深める内容が踏まえられ、その上に立って、さまざまな地域・学校・指導者の経験や年齢など、幅広く対応することができる。本地区の若い教師にも対応できる教科書として最も適しているという理由でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉富教育長

ただいま選定の経緯の説明がありましたが、説明について質問はございませんでしょうか。安部委員、お願いいたします。

○安部委員

今読み上げられた主な理由の中の「若い教師にも」について、ちょっと説明をいただけますか。これを書かれたのは別でしょうけれども、ちょっとこの「若い教師にも」というところが、何かすっと入ってこない部分なので。

○吉富教育長

私のほうから、採択協議会の一人として説明申し上げます。

ご存知のように、大量退職の時代を迎えています。本年度、来年度に限らず、ここ数年、大量退職、それから大量採用という時期が続いておりまして、これまでの指導力がこれまでどおり維持されているかどうかについては大変大切な問題でございます。そのような若い教師にも、文部科学省が求めるような、きちんとした確実な道徳の時間における指導、あるいは道徳の時間を中心とした道徳教育が確実に各学校で、各地区で展開されるようにするためには、若い教師が活用しやすい教科書をとというのが大切な視点だったということで、選定部会のお話を聞いております。それで「若い教師」という言葉が登場しております。

○安部委員

わかりました。「若い教師」というところに、「経験が」という表現があればと思ったんですが、ちょっと表現が気になったものでお尋ねいたしました。

○吉富教育長

ほかにお尋ねはございませんでしょうか。
どうぞ、角委員、お願いいたします。

○角委員

教科書の非常に難しい重要な問題ですけれども、今回このような形で選定委員会の答申をきちんと細かく記入したものを提示していただいて、当初の提案時代から見ると随分親切になったなと思って、我々選定するに際しての参考に非常に有効だと感じております。きょうはこういう形で提示していただきましてありがとうございました。

○吉富教育長

ありがとうございます。おほめいただいてありがたいと思っております。これまで本市のほうから、委員さん方が読んで、そうだなと思わせるような資料を作成すべきだということはずっと申し上げておきまして、選定委員会におきましてもその趣旨が取り上げられてこのような資料の作成につながったものと思っております。これは早速、何らかの機会でお伝えしたいと思っております。

ありがとうございます。

○角委員

当初私が言ってこういう形になったのは、十分ありがたいと思っております。

○吉富教育長

いえ。むしろ他市町にとってもこれはありがたいご指摘でしたので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ほかにお尋ねはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第28号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしの声でございますので、第28号議案は承認すべきものと決めます。

それでは、採択をしていただきましたので、私のほうからこの後についてのスケジュールについてお知らせをいたします。

まず、選定結果どおりの採択をご承認いただきましてありがとうございます。つきまして、今後のことについてご説明申し上げます。

この後、大野城市教育委員会の結果を再度、筑紫地区の採択協議会に報告いたします。後ほどまた触れますが、事務局は春日市でございますが、各市町の意見がそろった時点で初めて決定となります。意見が不一致の場合は、採択協議会において筑紫地区で統一した教科書を選定していくこととしておりますので、再度会議を持ち、ご審議いただくことになろうかと思っております。

また、教科書採択に関する信頼を確保するため、教科書採択に関しては、無償措置法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、①当該教科書の種類、②当該教科書を採択した理由、③教科書研究のために作成した資料、④採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されております。また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録について、作成、公表の努力義務が規定されております。

なお、冒頭で申し上げましたけど、採択事務に関する情報公開請求等の対応につきましては、採択協議会事務局、春日市での対応となることをお知らせしておきたいと思っております。

また、各市町の広報紙でも採択結果についてはお知らせすることとなります。もし、これが統一されておれば、10月1日に各市町の広報紙で公開の予定になっておりますことをあわせて報告させていただきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

第28号議案については終わらせていただきたいと思います。

[第29号議案 大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○吉富教育長

次に、第29号議案に移らせていただきます。

第29号議案、大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について説明をお願いいたします。

教育指導室長、野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

第29号議案、大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明させていただきます。お手元の資料の1ページ、2ページを御覧ください。

本要綱につきましては、3月に開催されました教育委員会において提案し、承認をいただきました大野城市教育支援委員会規則から本文の条文を引用している部分がございます。本来であれば、3月の規則改正の時点で一緒に改正手続を行うべきところございました。まことに申しわけございませんでした。

そのため、今回、引用部分の改正をお願いいたしまして、要綱そのものの適用につきましては、平成29年4月1日にさかのぼって適用させていただけたらと考えております。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、お尋ねはございませんでしょうか。

はい、お願いいたします。角委員。

○角委員

施行日の遡及というのは一般的なんですか。それと、遡及しなければなら

ない理由というのが何かあったのかどうか教えてください。

○吉富教育長

遡及についての理由ですね。

船越政策課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

様式第2号、実際、文言の改正のみであれば、遡及までしなくとも通常の改正で行いますけれども、内容をこちらで確認しました結果、様式第2号につきましても、今回これは改正となっておりますが、これを4月から実際にもう使っているという状況がございましたので、その部分について適用するために、遡及適用の規定を設けさせていただいております。

○吉富教育長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○角委員

遡及については何か規定があるんですか。

○吉富教育長

船越政策課長。

○船越教育政策課長

特段の規定はございませんが、実際どこから適用させたいかによって、極端なものは例えば半年前に遡るとか、余りよろしくはないんですけれども、そういうことがございますので、実態に即して、実際にもうこの様式第2号を使用しておりましたので、本来は3月時点で変えて4月1日から正式に使うべきでしたけれども、実際使っておりましたので、その事実を確認しましたので遡及適用とさせていただきます。

○吉富教育長

いいでしょうか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第29号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第29号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

続けます。

〔第30号議案 臨時に代理した事件の承認について〕

○吉富教育長

第30号議案、臨時に代理した事件の承認について説明をお願いいたします。
教室振興課、森永課長お願いいたします。

○森永教育振興課長

では、第30号議案、臨時に代理した事件の承認についてご説明いたします。

提案理由は6ページに書いてあるとおり、大野城市社会教育委員の委嘱につきまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により臨時に代理いたしましたので、同規則第6条第5項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

社会教育委員の委嘱したメンバーにつきましては、7ページの表に書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。お尋ねはございませんか。いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより、採決に入ります。

第30号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第30号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

〔第31号議案 通学区域の設定について〕

○吉富教育長

第31号議案、通学区域の設定について説明をお願いいたします。

教育振興課、森永課長をお願いいたします。

○森永教育振興課長

第31号議案、通学区域の設定についてご説明いたします。

提案理由は、8ページに書いてあるとおり、開発行為によりまして新たに住居が設定される区域が生じたので、そこにつきまして通学区域を設定するものでございます。通学区域の設定される地域ですけれども、本日お配りしています資料、この地図になりますけれども、下のほうに対象地域がある三角形のところ、太く上に向かって走ってるのが新たにつくられた現人橋乙金線、手前のほうが大城、上のほうが乙金東に向かって行っているところです。真ん中の信号のあたりにファミリーマートがありまして、その上の、信号が今隠れているポストイクルと書いている下のところぐらいがローソンになります。その大城寄りのところでございます。

対象地域は、大野城市大字乙金110番地の141でございます。こちらはもともと市の所有地でしたが、開発されまして、どこの区にも属してございませんでしたので、井の口区と乙金区と乙金台区の3区により、まずどの区に属するかという協議がされたところ、乙金台区に入ることとなりました。それに伴いまして、近隣のところも大野東小学校及び大野東中学校の通学区域でございますので、こちらの新しいところも大野東小学校及び大野東中学校の

通学区域としたところでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第31号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第31号議案は承認すべきものと決めます。

議案につきましては終わりました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4の教育長報告に入らせていただきます。

資料はお手元にありますでしょうか。第1番目、「資料2」と書いてある資料を御覧ください。これは、年度当初に全国学力状況調査等が行われましたが、そのこと等に関する本年度のスケジュールでございます。

特に、「9月末頃」と書かれたスケジュールを御覧ください。県から各地教委に対して公表同意の依頼を求められます。これは、各市町に、県から各メディアに状況調査の結果を公表していかというお尋ねでございます。それに先だって、9月15日には教育事務所、市町村教育委員会が調査結果を受領いたします。その結果については、市町によっては、あるいは昨年度は公開していても、その年度の学力状況調査結果が余りはかばかしくなければ公開しない市町も出てきますので、そういったものを9月15日の段階で判断しておりまして、それを見ながら9月末ごろ公表同意の依頼について答えることになっているところでございます。

学力調査結果公表の経過につきましては、これで終わらせていただきます。

続けさせていただきます。何かありましたら、また後でお尋ねがあればどうぞよろしくお願いいたします。

次は、外国語教育の移行措置についてでございます。次の2ページ、3ページでございます。外国語を教科として指導するようになりましたので、そのことについてのお知らせでございます。

今でさえも教育課程の時数、時間割がいっぱいで、つけ足すということがなかなか難しゅうございますので、既にごございます総合的な活動の時間等から15時間をとってつくるというやり方を示すとともに、平成32年度以降につきまして、高学年は70時間を捻出しなければならないという目標像を示しているところでございます。

このことにつきましては、各学校に「しておきなさい」と任せてしまうのではなく、筑紫地区全体で外国語教育に関する教育課程の編制のあり方、あるいは1時間1時間の指導のあり方につきまして、筑紫地区全体共通の研修会を開いて、これに耐え得るような研修会を進めているところでございます。

特に、大野城市立小学校におきましては、過年度、大野南小学校の英語教育に関する研究発表会の成果をCD化して、各学校に渡しています。そのCDに盛り込まれておりますカリキュラムを使って指導を進めていくことを出発としましょうということで、具体的な資料をもとに進めているところでございます。

以上でございます。

次に進めさせていただきます。

5ページから、管理職任用候補者選考試験受験者数の報告書が、筑紫地区を初め各市町載っていますが、この一つ一つの数字よりも、こんなふうに行われるということをお聞きいただければと思います。

校長の試験が7月24日下旬から始まりまして、8月16日の論文で終わります。教頭につきましての面接が8月1日から始まりまして、8月16日の校長と同じ論文試験で終わることになっています。主幹等につきましては、ややおくれて8月から始まるようになっております。

表のほうに目をお移してください。これは、管理職任用試験の試験方法でございます。筆記と面接がございます。初回受験者は必ず筆記と面接を受験する必要があります。一度筆記を受けますと、翌年度は筆記は免除になります

ので、2回目は必ずしも筆記は受けない人が出てきます。それが右側のほうの面接のみという項目の意味でございます。ただ、最初に受けてずっと免除になるかという、免除は翌年の1年だけでございますので、2年たったらまた筆記と面接を受けなければならないことになっています。その様子をあらわしているところでございます。

7ページを御覧ください。7ページは筑紫地区のものについてでございます。全体が132名、校長試験は受けるようになっておりますが、筑紫地区が51名受けるようになっております。女性が少しずつですが増えてきていることは確かでございます。ただ、小学校におきましては、圧倒的に女性職員のほうが多いことから見ますと、この数字からは完全に逆転しておりますので、校長は女性による管理職の登用を勧める研修会もして、日常的な促進の動きをしているところでございます。

管理職につきましては以上でございます。

次に、16ページ、これは既にご存知かもわかりませんが、通知文書本文の1行目、平成30年度から人事評価結果を給与に反映するという事になっておりますので、本年度から一般教職員について評価を行っていくという事の通知を述べてあるものでございます。

20ページをお開けください。どのように評価をしていくかという評価の種類でございますが、評価は自己評価と業績評価で主に評価を行ってまいります。

22ページには、その自己評価、業績評価を提出する時期を下に書いているところでございます。第7の評価の様式からもわかりますように、基本的には自己評価表と業績評価書をもとに総体的な評価等を行い、任命権者である県に上げて、給与等に反映することになっております。

30ページを御覧ください。今申し上げました人事評価の年間スケジュールをここにお示ししているところでございます。4月から始まって3月に終わります評価の1年間のスケジュールでございます。正しい、適切な目標設定等を行うために、面談を4月から当初面談、8月から中間面談、12月から最終面談として、計画的に3度の面談を行いながら評価を進めていくこととなっております。それに伴いまして、個人は自己評価表を作成しつつ、業績評価等を学校の一般教職員につきましては、教頭、校長が行っていき、校長につ

きましては、教育長がこれを行うこととなります。そのように提出した本年度の評価表が来年度からの教員の給与に反映されていくということになります。人事評価のスケジュールでございました。

次に進めさせていただきます。

31ページでございます。公立学校マイスター表彰制度の推薦でございます。一度お知らせしたこともあろうかと思いますが、教職員の卓越した指導力と専門性、特定の分野と領域における卓越した指導力と専門性を検証し、教職員の意欲化を図っていき、そのことをもって、学校全体、教職員全体のモチベーションを高め、活性化を図っていくという制度でございます。

それを推薦するための資料が36ページからになります。本市は確実に、例えば優秀教員表彰とかをきちんと出していっているところでございますので、積極的にこういったものを推薦していきたいと考えています。

それから、39ページに移らせていただきます。

電通の問題をきっかけとして働き方改革が提唱され、教職員においても部活の問題を原因とした働き方をもう一度見直すということが提唱されているところですが、そのモデル校となる事業でございます。久留米、宗像等において小中、それから、県立香住丘高等学校からも県立における働き方改革を進めていくための基盤となるデータを出していただく事業でございます。

39ページの中段より下に小学校例を挙げておりますが、不必要な話し合いの行事はないか、会議はないか。行事の担当者を見直すことで、もう少し効率的に効果的に行っていくことができないか、こういったことを導き出しながら、この成果を公立小中学校に活かしていこうということでございます。

本市におきましては、働き方そのものではございませんけれども、メンタルヘルスを学校の規模に関係なく、全小中学校15校に行っていて、働き方改革とあわせて教職員の意欲化を図るといったことが県に認められ、先日は船越教育政策課長が管内教育長会でメンタルヘルスのチェックを行い、それを活用していることを報告されたところでございます。

次に進みます。42ページをお開けください。

復職に向けてのプログラムについてというお知らせでございます。九州中央病院に大変優秀な先生とプログラムが用意されておりますのでという紹介でございます。筑紫地区でも精神的に少し窮状を訴えて休職等になる教職

員は毎年出てまいりますが、復帰訓練等を行いましても、なかなかきちんと恒常的な勤務につくことは大変だという事例は散見できます。そういった貴重な人材を復職に向けて意欲づけるというプログラムのことでございます。

以上、教育長報告をさせていただきました。お尋ねがありましたらどうぞ。どこからでもどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

また終わりました、何かありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

〔報 告〕

○吉富教育長

次に、報告に移らせていただきます。

事前に伺っておりませんが、何か事務局のほうからございますか。いいでしょうか。

〔その他〕

①教育長の業務報告（6～7月分）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成29年8月分）

③6月定例議会 一般質問の概要について

○吉富教育長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらどうぞ。

角委員、どうぞ。

○角委員

これに対する質問じゃないですけども、防犯カメラが全部設置されていますよね。防犯カメラの効果というか、未然防止につながったという事例の報告は何かありますか。

○吉富教育長

どうぞ。

○船越教育政策課長

未然防止につながったということはないですけれども、傾向としては、侵入とかの件数は減っているようです。ただ、昨年でしたか、どこかの小学校で警察に提出を求められ、出した記憶がございます。

○角委員

それから1点。以前学校訪問に行ったときに、スイッチを切っていた学校がありました。去年か何かも学校で言いましたけれども、せっかくつけておいて、スイッチオフだったら意味がないので、それについては何かの折に再度確認をしていただければと思います。

○吉富教育長

どうぞ注意してください。教育指導してください。

○船越教育政策課長

わかりました。

ちょうど1件、ある小学校で同じ箇所を壊されているというのが2回続いたんですよね。そこはたまたま防犯カメラが映らないところだったので、今度はしばらく方向を変えて記録をしていこうと思っています。ただ、ある程度の効果はあると伺っております。

○吉富教育長

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは以上をもちまして、7月定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会